５経営第 202 号
令和５年４月 14 日

公益財団法人農林水産長期金融協会 専務理事　殿

農林水産省経営局金融調整課長

認定農業者等に対して融通される農業近代化資金に係る金利負担軽減のための
利子助成金の交付決定方法等について（令和４年度）（依頼）

貴会においては、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成 24 年４月６日付け 23 経営第 3536 号農林水産事務次官依命通知。以下「利子助成実施要綱」という。）第７の１に基づき、令和４年度利子助成金等交付計画書を定め、また、利子助成対象資金の足下の資金需要を踏まえ、利子助成実施要綱第７の２に基づき、令和４年度利子助成金等交付計画変更書を定めて農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業を実施していただいているところです。

今般、利子助成実施要綱別表 20 の４の表中の（３）に係る利子助成対象資金（農業近代化資金（認定農業者等向け特例分））について、貴会から令和５年３月２日付けで提出された令和４年度利子助成金等交付計画変更書に定める令和４年度交付決定分の利子助成金の助成対象資金貸付計画額を超過する事態が懸念されるところです。

つきましては、令和４年度の農業近代化資金（認定農業者等向け特例分）に係る利子助成金の交付決定方法等を、別紙のとおりといたしますので、本事業の適確な実施に務めていただきますようお願いいたします。

本通知に関する照会先
農林水産省経営局金融調整課
政策金融グループ　　末吉、上田
電話　０３－６７４４－２１６７

（別紙）

認定農業者等に対して融通される農業近代化資金に係る金利負担軽減のための利子助成金の交付決定方法等について（令和４年度）

１　利子助成金交付決定方法

令和４年度の農業近代化資金（認定農業者等向け特例分。以下「近代化特例分」という。）に係る金利負担軽減措置に係る利子助成金交付申請額（以下「申請額」という。）について、貴会において定めた令和４年度利子助成金等交付計画変更書中、令和４年度交付決定分の助成対象資金貸付計画額（以下「貸付計画額」という。）を超過した場合における利子助成金交付決定方法は以下のとおりとする。

（１）利子助成金交付希望者から委任を受けた融資機関が、貴会の利子助成システム（インターネット上のサービスを利用したシステム。以下「ＩＳＳ」という。）において、貴会が申請書や必要な添付書類（以下「申請書等」という。）を確認（審査）し、受領したとして登録（以下「受領書類登録」という。）した日の早いものから交付決定の対象とする。

（注）申請書の記載不備、必要書類の添付漏れ等がなく貴会において審査を行える状態に整っているとともに、その審査を終了したことを登録したことであり、単に貴会に申請書等が提出（ＩＳＳに融資機関が決裁日を登録）された時点ではないことに留意されたい。

（２）（１）による近代化特例分の累計貸付計画額（以下「累計額」という。）が貸付計画額を超過した当日（以下「超過日」という。）の前日（土、日又は祝日の場合は直前の貴会の営業日とする。以下同じ。）までに貴会が受領書類登録を行った申請書分までを交付決定の対象とする。

（３）超過日以降の申請書分については、全て交付決定の対象としない。

（４）超過日の前日までに貴会が受領書類登録を行った申請書分において、借入（利子助成）の辞退等が生じた場合、当該辞退等に係る申請書分については、交付決定の対象とはしない。

（５）（４）等により申請額が累計額を下回り、貸付計画額に余裕が生じた場合であっても、超過日以降に協会に到着した申請書分については、追加して交付決定の対象とすることはしない。

２　その他

貴会において、超過日以降に融資機関等から利子助成金の交付申請等に係る相談等を受けた場合は、利子助成事業については、国の予算や貴会の貸付計画の下に実施しており、このことにより利子助成を受けられない場合があるとの事業の仕組みを丁寧に説明いただくとともに、速やかに申請事務を行っていただくよう周知願いたい。